

風力発電事業に係る環境影響評価の状況について

1. 風力発電事業を対象事業とした経緯 及び環境影響評価法の実施状況

1-1. 風力発電所の設置による主な環境影響

- 他の国と比べ、日本では、狭い国土に多種多様な自然環境が存在し、希少種・固有種も多い。人口密度が高く、中山間地域も含め、広く集落が存在。
- 地球温暖化対策として、風力発電所の導入が増加するに伴い、風力発電所の近隣を中心に、地域住民が騒音・低周波音による健康被害の苦情等を訴える問題が発生。
- また、鳥類が風車の羽根（ブレード）に衝突する事故（バードストライク）に係る問題が発生。絶滅が危惧されているオジロワシについては、風力発電用風車の衝突事故の急増が存続を脅かす要因として考えられている（環境省RDB2014）
- 風力発電設備等の建設工事に伴う土地改変により、動植物の生息・生育環境が消失・分断されることや、水の濁りが発生することにより周辺環境への影響が生じる等の問題が発生。
- 自然的・文化的景観への影響等の問題が発生。



1 - 2. 風力発電所を環境影響評価法の対象事業とした経緯

- 平成22年2月、中央環境審議会において環境影響評価制度の整理・検討を行い、今後の環境影響評価の在り方について答申をとりまとめ。
- 同答申を受け、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を設置し、9回にわたり検討。
- 検討においては、検討員間の議論に併せて、日本風力発電協会、自然保護団体等からヒアリングを実施。
- 検討結果については、パブリックコメントの実施、中央環境審議会においての議論を行った上でとりまとめ。

＜今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）（風力発電施設への対応）＞

- 地球温暖化対策の推進により、風力発電事業の大幅な増加が予想。
- 風力発電所の設置に当たっては、騒音、バードストライク等の被害も報告。
- 条例以外による環境影響評価等を実施した風力発電設備設置者に対するアンケートにおいては、環境影響評価を実施した案件のうち約4分の1が住民の意見聴取手続を行っていない。
- NGOへのヒアリングでは、方法書・評価書案の縦覧を行っていない事例が存在。
- 風力発電施設の設置を環境影響評価法の対象事業として追加することを検討すべき。



早い段階で事業の実施に伴う環境影響を把握することや、地域住民等の意見を聴いてその理解を得ることが、円滑な事業の実施に資するという考えに基づき、平成24年10月から環境影響評価法の対象へ

1 - 3. 風力発電所の規模要件が1万kW以上と設定された経緯

- 既に法対象となっていた火力発電等発電所設置事業については、発電所の種別ごとの環境影響を勘案し、法対象規模の水準が設定されており、風力発電所についても同様の考え方を踏まえている。
- そのため、風力発電所についても、**環境影響や苦情の発生状況等から規模要件を設定。**

対象規模設定に当たって検討した事項・検討会における意見

<動植物・生態系への影響>

- ・希少な動植物等がパッチ状・小規模に急傾斜地に分布しているという我が国の自然特性を考慮し、**平坦な大陸の国等と比べて小さいものとすべき**
- ・**火山活動の影響を受ける**脆弱で厳しい環境に設置される地熱発電と類似した状況にあることから、**地熱発電の規模水準（1万kW）を参考とすべき**
- ・バードストライクに関しては、**1,000～2,000kW程度以上からでも、希少種を含む鳥類の衝突死の発見例が相当件数見られる**
- ・**土地改変面積の観点**から、火力発電の対象事業規模である15万kW（敷地面積が5ha程度となる）との対比から、この**面積に概ね対応する風力発電の規模である1万kW**を考慮すべき

<騒音・低周波音の影響>

- ・**1基（例えば定格出力1,500kW程度）からでも健康被害の訴え**等が生じている（ただし、家屋の遮音効果等により状況が異なるため、全国一律の規模とするのは適切でない）

<法対象事業のカバー率との関係>

- ・法改正当時、風力発電事業については、1万kW以上の発電所のカバー率が出力ベースで80%程度である一方、3万kW以上のカバー率は40%程度であった。（法制定当時の火力発電は97%、水力発電は84%をカバー）

<その他の意見>

- ・再生可能エネルギーの導入促進の観点から2万kW以上とすべき
- ・騒音・低周波音やバードストライク等の影響が現に生じている等の理由から5,000kW又はそれ以下にすべき

1-4. 風力発電所の参考項目の設定の経緯

- 風力発電所の参考項目の設定に当たっては、対象となる事業の種類にかかわらず基本となるべき事項として環境省が定める「**環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項**」における大気質や動植物等の環境要素の区分に従い、バードストライクや風車の影のように**風力発電所固有の環境影響**を考慮。
- 実際の環境影響評価手続における評価項目の選定に当たっては、事業の実態に即した項目を関係者の意見を踏まえ事業者が選定。

「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に定める環境要素

- 大気環境
大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、その他
- 水環境
水質、底質、地下水、その他
- 土壌環境・その他の環境
地形・地質、地盤、土壌、その他
- 植物、動物、生態系
- 景観
- 触れ合い活動の場
- 廃棄物等
- 温室効果ガス等
- 放射線の量

経済産業省令に定める風力発電所の参考項目

- 大気環境
大気質、騒音及び超低周波音、振動
- 水環境
水質、底質
- その他の環境
地形及び地質、その他（風車の影）
- 植物、動物、生態系
- 景観
- 人と自然との触れ合いの活動の場
- 廃棄物等
産業廃棄物、残土

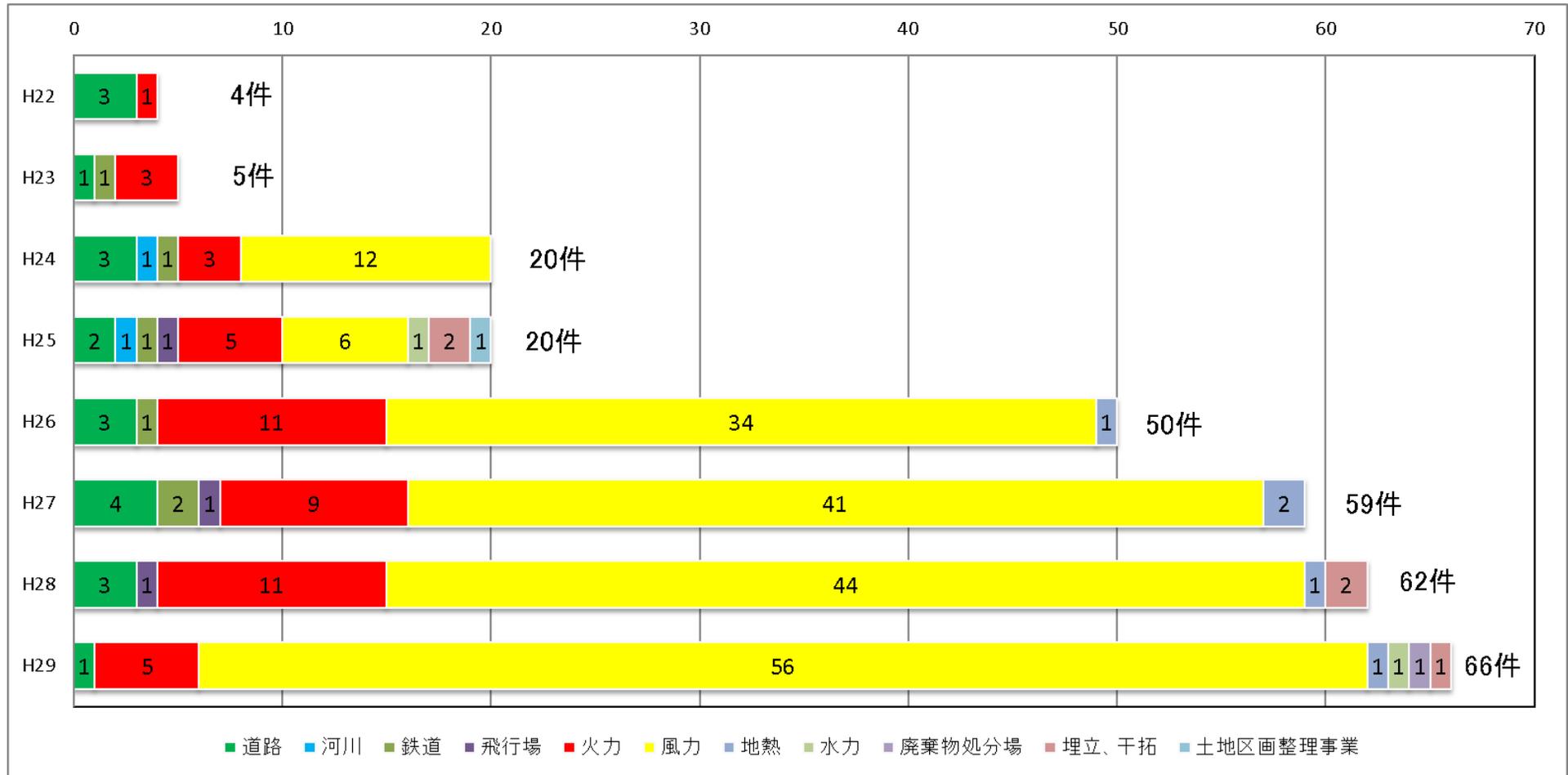
1 - 5. 風力発電所の環境影響評価に係る参考項目

	工事用資 材等の搬 出入	建設機 械 の稼働	造成等 の施 工によ る一時 的な影 響	地形改変 及び施設 の存在	施設の稼働
窒素酸化物	○	○			
粉じん等	○	○			
騒音及び超低周波音	○	○			○
振動	○	○			
水の濁り		○	○		
有害物質		○			
重要な地形及び地質				○	
風車の影					○
重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)			○		○
海域に生息する動物			○	○	
重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)			○	○	
海域に生育する植物			○	○	
地域を特徴づける生態系			○		○
主要な眺望点及び景観資源並びに 主要な眺望景観				○	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	
産業廃棄物			○		
残土			○		

1 - 6. 法に基づく環境アセスメントの実施状況

○法対象化（平成24年度）以降、風力発電事業のアセス件数が増えており、平成29年度は全体の約8割強を占めている。これに伴い、環境大臣意見の件数も多くなっている。

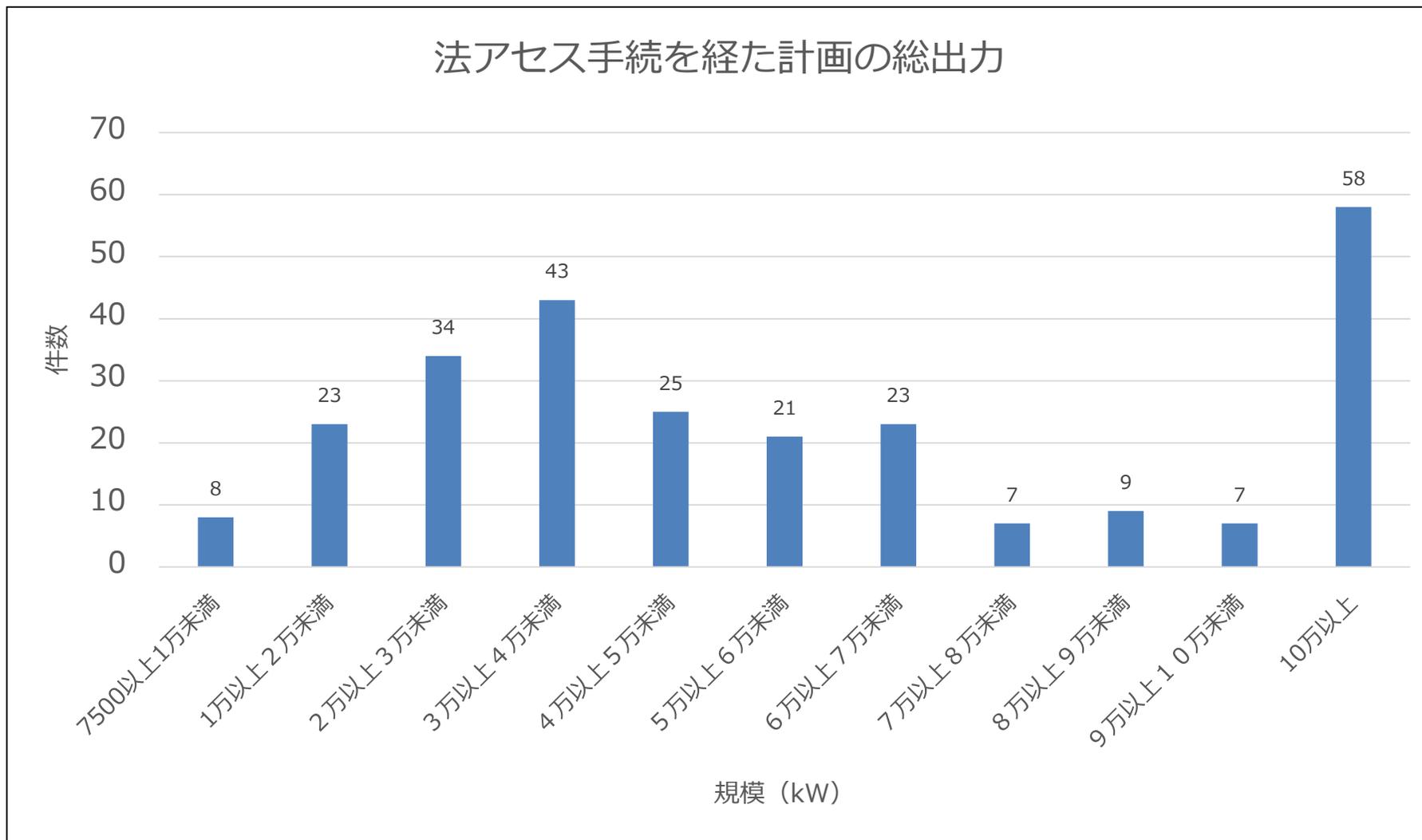
環境大臣意見の件数の推移



平成29年度 配慮書47件（風力44件、道路1件、廃棄物処分場1件、埋立・干拓1件）
 準備書又は評価書19件（風力12件、火力5件、地熱1件、水力1件）

1-7. 風力発電所の規模別件数

○環境影響評価法に基づきアセス手続きを経た計画の規模別の件数は、以下のとおり。



※平成30年11月時点(総数258件)

※環境影響評価図書等の数字を元に集計

※廃止になった事業等も含む

1 - 8. H29年度の風力発電所に係る特徴的な環境大臣意見

- バードストライクによるイヌワシ等の希少猛禽類への影響や、傑出した景観への重大な影響が懸念される一部の事業については、計画段階環境影響配慮書に対して厳しい意見を提出。
- 一般海域における大規模な洋上風力発電事業計画が増加。環境への影響については十分に解明されていない点があることから、最新の知見等を踏まえ、方法書以降の調査・予測・評価を実施するよう求める。

イヌワシの生息地での事業

■事業概要（配慮書段階）

事業位置：岩手県（陸上）

- ・周辺に複数のイヌワシのペアが営巣し、事業実施想定区域の大部分を占める牧場等が採食地として利用されている。

○主な大臣意見の概要

- ・イヌワシの生息に対する影響について適切な手法により調査・予測・評価を実施し、イヌワシの行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域及びそれらの移動経路等を明らかにした上で、重大な影響を回避又は十分に低減すること。
- ・これらにより、あらゆる環境保全措置を講じてもなお本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、**本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。**

大規模洋上風力発電事業

■事業概要（配慮書段階）

事業位置：青森県（洋上）

- ・これまで国内では例が極めて少ない大規模な洋上風力発電事業。
- ・事業実施想定区域内に藻場・岩礁等が存在。

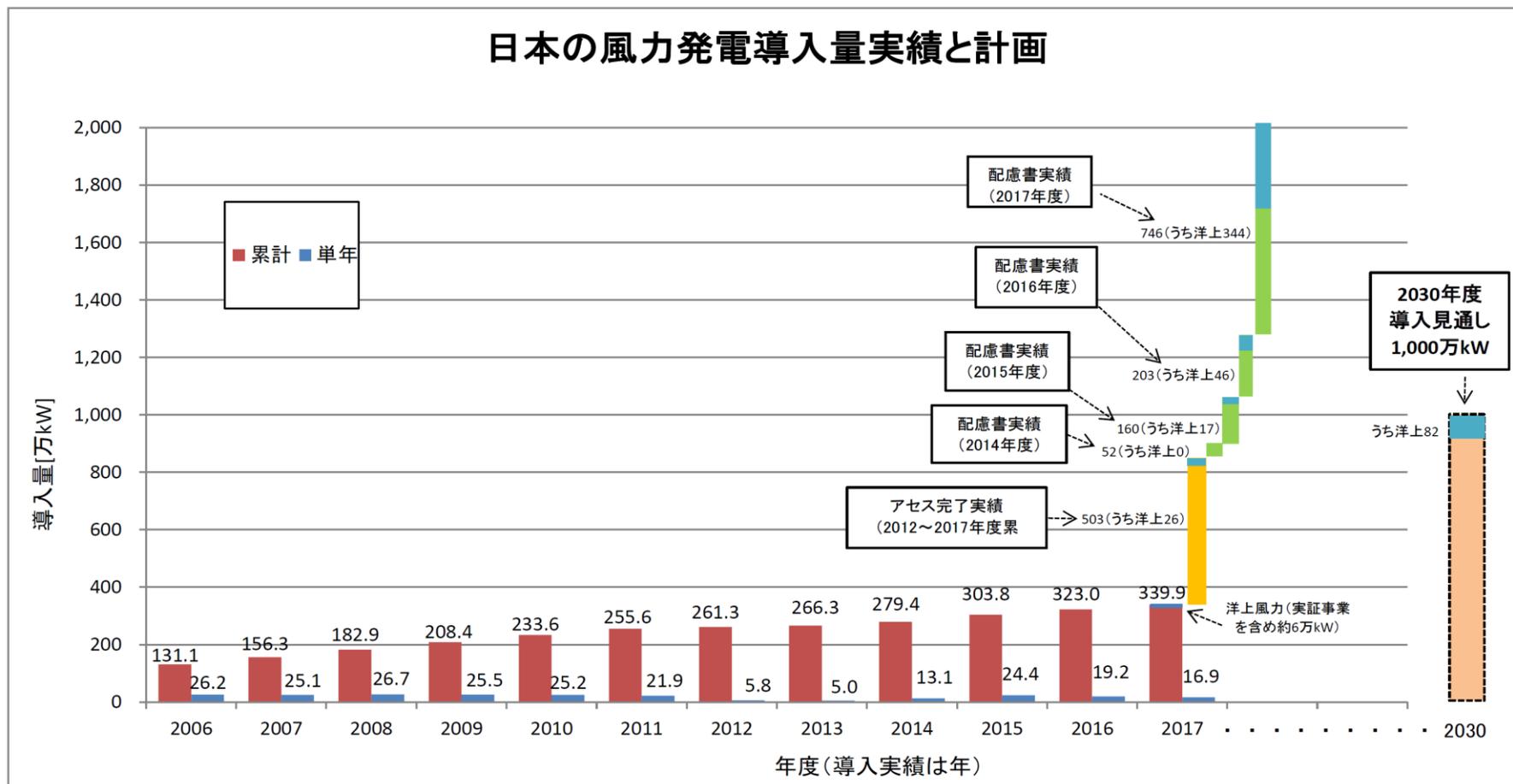
○主な大臣意見の概要

- ・洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、**最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。**
- ・**藻場等の改変**を回避又は極力低減すること。
- ・国立公園の区域内における風力発電設備等の設置を原則として回避すること。
- ・工事中及び供用中の**水中音**の発生による海生生物への影響等について、必要に応じて適切な保全措置を講ずるとともに、影響に関する**モニタリング等を実施すること。**

1-9. 風力発電の導入状況

- 現在約340万kWの風力発電が導入済み。加えて約503万kWが既に環境アセスメント手続きを完了※。さらに約1,161万kWの計画について環境アセスメント手続きが進行中。
- これらの合計は約2,003万kW（陸上1,564万kW、洋上439万kW）。

※2018年3月までに環境省において準備書審査を完了した案件を計上

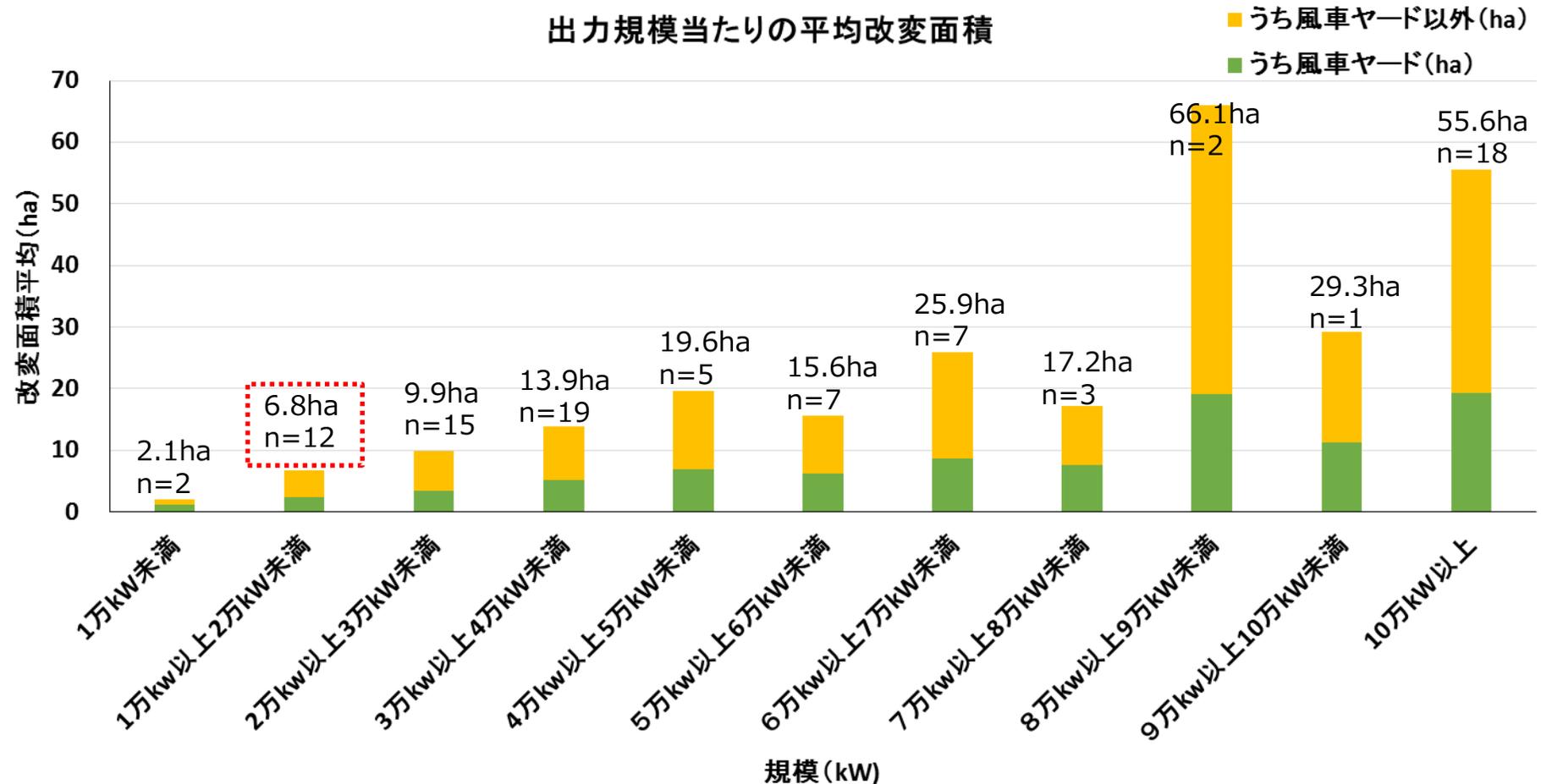


出典：導入実績については一般社団法人日本風力発電協会HP（速報値）
アセス実績については環境省集計

2. 風力発電事業に関する規模別の環境影響等

2-1. 土地改変面積

○最新データ(法対象事業のうち準備書又は評価書まで至った案件)によると、1~2万kWの風力発電事業の土地改変面積は、1事業あたり平均して6.8haであり、風力発電事業を法対象に追加した当時5ha程度であった状況から大きな変化は認められない。



2-2. NEDO既設サイト調査 概要

○国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)では、風力発電に係る環境アセスメントの迅速化を目的として、規模別、立地環境別に、既設及び工事中の風力発電施設における実態把握を行った。

<名称>

風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書（平成30年2月）（以下、「NEDO報告書」という。）、
同Ⅱ報告書（平成30年2月）（以下、「実態把握Ⅱ」という。）

<調査項目>

- 鳥類（生息環境の減少・喪失、移動経路の遮断・阻害、ブレード・タワー等への接近・接触）
- 騒音・超低周波音
- 景観
- 工事中の大気環境

<基本的な事業規模の区分>

- ・7,500kW以上、1万kW以上～2万kW未満、2万kW以上～3万kW未満、3万kW以上～5万kW未満、5万kW以上の5区分とした。

<基本的な立地環境の区分>

- ・鳥類、騒音・超低周波音、景観に関しては、「山地」、「平地・海岸」の2区分とした。

2-3. NEDO既設サイト調査 鳥類：種ごとの推定衝突数①

○実態把握の項目

・ブレード・タワー等への接近・接触

規模別、立地環境別のブレード・タワー等への接近・接触の状況

○基本的な調査手法

調査項目	調査手法	調査時期・期間	調査地点	サイト数
死骸調査	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、H27改正）に準拠	1年間 (2週間に1回の計24回)	原則としてサイト内の全風車	20サイト
飛翔調査 目視飛翔調査	「猛禽類保護の進め方（改定版）」（環境省、H24年）に準拠	4季節に各1回 (3日間程度)	対象事業実施区域とその周辺の数地点	20サイト
発見率推定	冷凍死骸を配置し、再発見に努める	1年間（2週間に1回の計24回）	サイト内風車から任意に選定	20サイト
	鳥類モデルによる発見率（見落とし率）推定	1年間 (2週間に1回の計24回)	サイト内風車から任意に選定	10サイト* (実態把握II)
ビデオ観測	BS 検知カメラ	通年	特定サイトの1風車	1サイト
気象観測	気象観測機器	通年	特定サイトの1風車	1サイト
3D観測	3Dカメラ	通年	特定サイトの1風車	1サイト

出典：NEDO報告書、p.184 *：実態把握IIの結果を統合

○まとめ（鳥類：ブレード・タワー等への接近・接触）

現在稼働している風力発電施設において規模別、立地環境別に20サイトの死骸調査を実施し、立地条件、規模に応じた衝突の実態把握と傾向分析、衝突リスク計算手法の精度検証、回避率の推定、許容衝突数の試算を行った。規模と立地条件ごとに20サイトを統一的手法で死骸調査をした事例は前例がなく、得られた知見も含め重要である。

死骸調査の結果、国レベルでの貴重種の死骸数が占める割合は、全死骸数の2%未満（0.017）であり、20サイト中3サイトが該当した。立地条件、規模に応じた衝突の実態把握と傾向分析を行ったところ推定衝突数との間に傾向は認められなかった。すなわち、ブレード・タワー等への接近・接触は、規模の大小に係わらず、それが発生しやすい立地・環境条件に風車が建設・稼働していることが原因と考えられた。出典：NEDO報告書、p.506抜粋

2-4. NEDO既設サイト調査 鳥類：種ごとの推定衝突数②

表 4.1.3-14 サイトごと（立地環境別、規模別）、種ごとの推定衝突数（羽／サイト／年）

立地環境	海岸・平地					山地						合計 (羽)
	規模(kW) ～7500	7500 ～ 10000	10000～20000	20000～30000	30000 ～ 50000	7500 ～ 10000	10000～20000	20000～30000	30000 ～ 50000		50000～	
サイト	接触・平地(0) 参考	接触・平地 (1a)	接触・平地 (2a)	接触・平地 (3a)	接触・平地 (4a)	接触・山地 (1a)	接触・山地 (2a)	接触・山地 (3a)	接触・山地 (4a)	接触・山地 (4b)	接触・山地 (5a)	
オジロワシ	9.4 (3.2 - 15.6)	0.0	0.0	1.5 (1.3 - 1.8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9
ノスリ	0.0	1.9 (1.1 - 2.8)	0.0	3.2 (1.8 - 4.6)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4 (3.2 - 7.7)	0.0	0.0	10.6
トビ	0.0	25.1 (15.3 - 34.9)	2.7 (1.3 - 4.1)	0.0	0.0	2.4 (1.8 - 3.1)	6.3 (3.8 - 8.8)	0.0	0.0	0.0	23.6 (14.2 - 33.0)	60.2
カモメ科	2.2 (1.3 - 3.0)	9.7 (5.3 - 14.2)	10.9 (4.4 - 17.4)	11.7 (7.0 - 16.4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.5
スズメ目小鳥類	0.0	4.2 (1.2 - 7.1)	9.6 (1.2 - 18.0)	0.0	0.0	0.0	24.1 (6.2 - 42.1)	0.0	9.0 (2.0 - 16.0)	0.0	9.8 (2.6 - 17.1)	56.7
海鳥・水鳥	0.0	4.4 (2.7-6.1)	7.9 (3.7 - 12.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4 (2.0 - 2.7)	0.0	0.0	14.6
カラス科	3.6 (1.9 - 5.4)	1.9 (1.1 - 2.7)	3.6 (1.3 - 5.8)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7 (1.6 - 3.8)	0.0	0.0	11.8
その他鳥類	0.0	0.0	0.0	6.9 (1.7 - 12.0)	6.6 (2.1 - 11.1)	17.5 (3.8 - 21.1)	0.0	0.0	0.0	4.3 (2.2 - 6.4)	23.0 (6.1 - 39.9)	58.2
コウモリ類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.8 (5.0 - 50.6)	0.0	0.0	91.8 (6.5 - 177.1)	56.9 (3.8 - 110.0)	326.3 (14.0 - 638.6)	502.8
合計(羽)	15.2	47.3	34.6	23.3	6.6	47.7	30.4	0.0	111.3	61.2	382.7	760.4

*()は発見率の95%信頼区間を考慮した補正幅

2 - 5 . NEDO既設サイト調査 騒音

○実態把握の項目：規模別、立地環境別の騒音レベル

調査を実施した18 サイト、84 地点で規模別、立地環境別に風車稼働時の騒音レベルを把握した。

○基本的な調査手法

風車稼働時の騒音レベルの基本的な調査手法は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」、調査時期は春夏秋冬の4季で各3日間実施した。調査地点数は1サイトあたり4地点程度とした。内訳は、各サイトで風車近傍1地点と周辺3地点程度とし、周辺地点は可能な限りアセス時調査を実施した地点と同地点とした。出典：NEDO報告書、p.249抜粋

○解析結果（騒音）

「第4章4.2 騒音・超低周波音の実態把握」において、規模が騒音レベルに影響しているか否かを確認した。その結果、規模はほとんど騒音レベルに寄与しておらず、最寄りの風車までの距離が最も寄与していることが示された。すなわち、騒音レベルは規模に依存するのではなく、近くの風車が影響していることを示唆していると考えられる。

また、本調査結果の範囲においては、騒音レベルの増分の実態を、季節毎に、規模別、立地環境別、距離別に整理した結果は、最寄り風車までの距離が1.6kmを超えると、全ての地点で騒音レベルの増分は0dB程度となっていた。すなわち、最寄り風車までの距離が1.6kmを超えると、風車の影響よりも残留騒音の影響が十分大きくなっていると考えられる。しかしながら、「第4章4.2 騒音・超低周波音の実態把握」の参考で示したとおり、騒音の発生側（風車）と受音側（住宅等）との距離関係や受音側から見て一定範囲に存在する風車の基数等により、受音側での風車音の影響の程度が異なることに留意が必要である。出典：NEDO報告書、p.465抜粋

○まとめ（騒音）

現在稼働している風力発電施設において、規模別、立地環境別に18 サイト、84 地点で現地調査を実施し、規模別、立地環境別の騒音レベル及び超低周波音の音圧レベルの実態を把握した。調査結果から、騒音レベルの大きさ（大小）は、規模よりも最寄り風車からの距離、風速、季節等に依存しており、残留騒音は調査地点の特性による違いがあることを確認した。出典：NEDO報告書、p.507抜粋

2-6. 紛争発生状況：報道状況資料

○新聞等報道に基づく風力発電事業の出力規模別の紛争発生状況について、1万kWから紛争発生割合が増加している。

風力環境紛争に係る情報収集（平成30年8月時点、環境省）

※畦地ら(2014)*の調査手法に基づき、新聞記事から紛争案件を収集した。

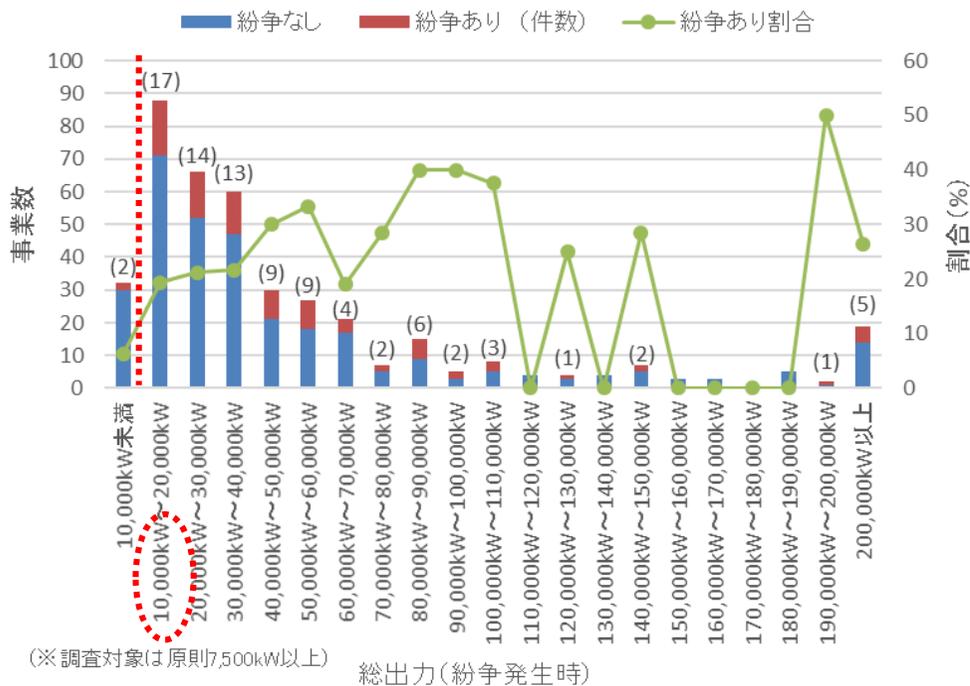
対象とする事業規模：7,500kW以上、環境紛争発生の判定要件（次の3つの要件を全て満たすこと）

○事業計画に反対する組織化された主体が存在する。○主体による働きかけが新聞記事で取り上げられている。

○新聞記事において、主体が「反対」していることが記されている。

*：畦地ら(2014). 風力発電事業の計画段階における環境紛争の発生要因 *Journal of Japan Society of Energy and Resources*, Vol. 35, No. 2

n=410 出力規模別の紛争発生状況



出力規模別の紛争発生状況：1万kWで6%から19%に増加

総出力 (紛争発生時)	全体	紛争あり事業	紛争あり割合 (%)
10,000kW未満	32	2	6
10,000kW~20,000kW	88	17	19
20,000kW~30,000kW	66	14	21
30,000kW~50,000kW	90	22	24
50,000kW~100,000kW	75	23	31
100,000kW以上	59	12	24
合計	410	90	22

紛争の内訳：野鳥、騒音/低周波、景観の順に多い

全体	事業数	騒音/ 低周波	災害/ 水質	景観	自然	野鳥	その他	紛争事業数 (重複なし)
		割合	51%	28%	39%	36%	57%	

2-7. 苦情の状況：自治体アンケート結果

- 環境影響の観点から問題事例となっている風力発電事業があるかアンケートを行った結果、74自治体中、21自治体（28%）が問題事例があると回答し、53自治体（72%）がないと回答した。
- 風力発電事業の規模ごとの問題事例の件数は、1万kWを超えると件数が増加する。

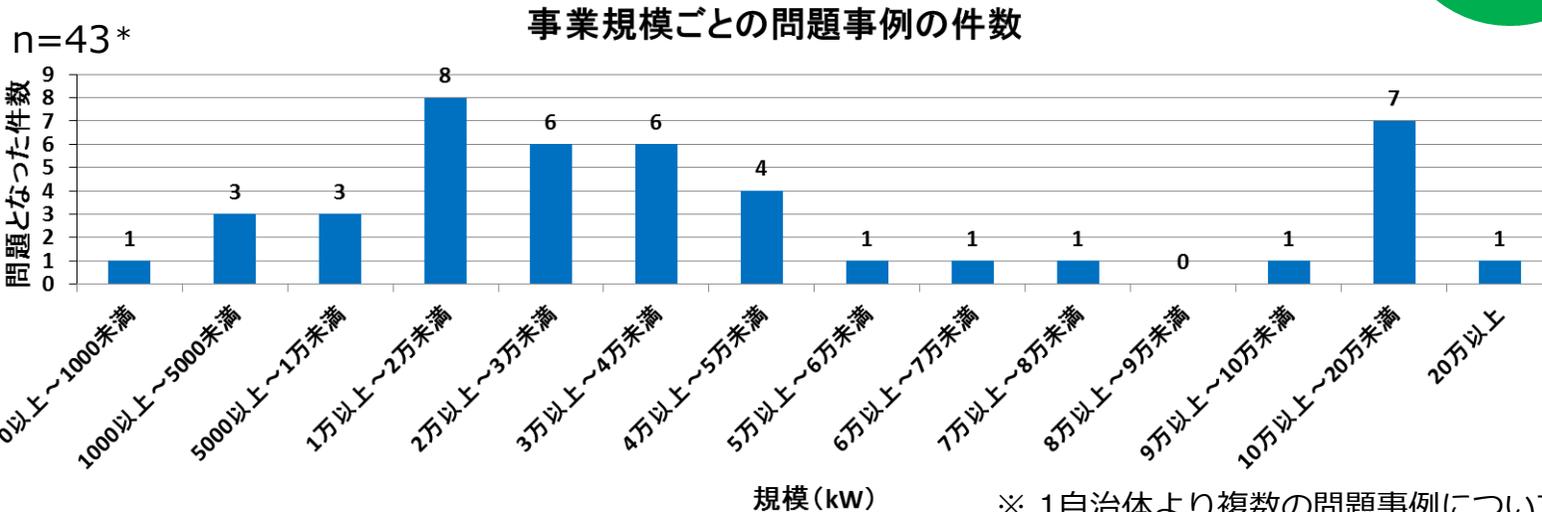
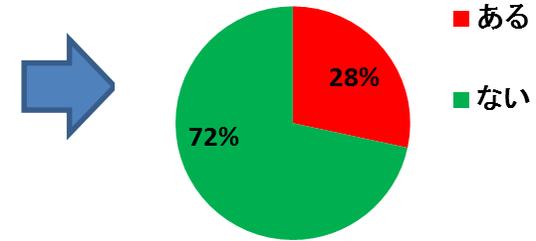
風力発電所に係る環境影響評価に関するアンケート調査結果（平成30年6月～7月、環境省）

※ 対象：都道府県・政令指定都市・環境影響評価条例制定市等 環境影響評価担当部（局）アンケート発送数74自治体、回答数74件

○質問：これまでに環境影響の観点から問題事例となっている風力発電事業（環境影響評価法対象案件か否かを問わない）があるかどうか

回答	都道府県 (n=47)	政令市等 (n=27)	合計(n=74)
ある	19	2	21 (28%)
ない	28	25	53 (72%)

合計 (n = 74)

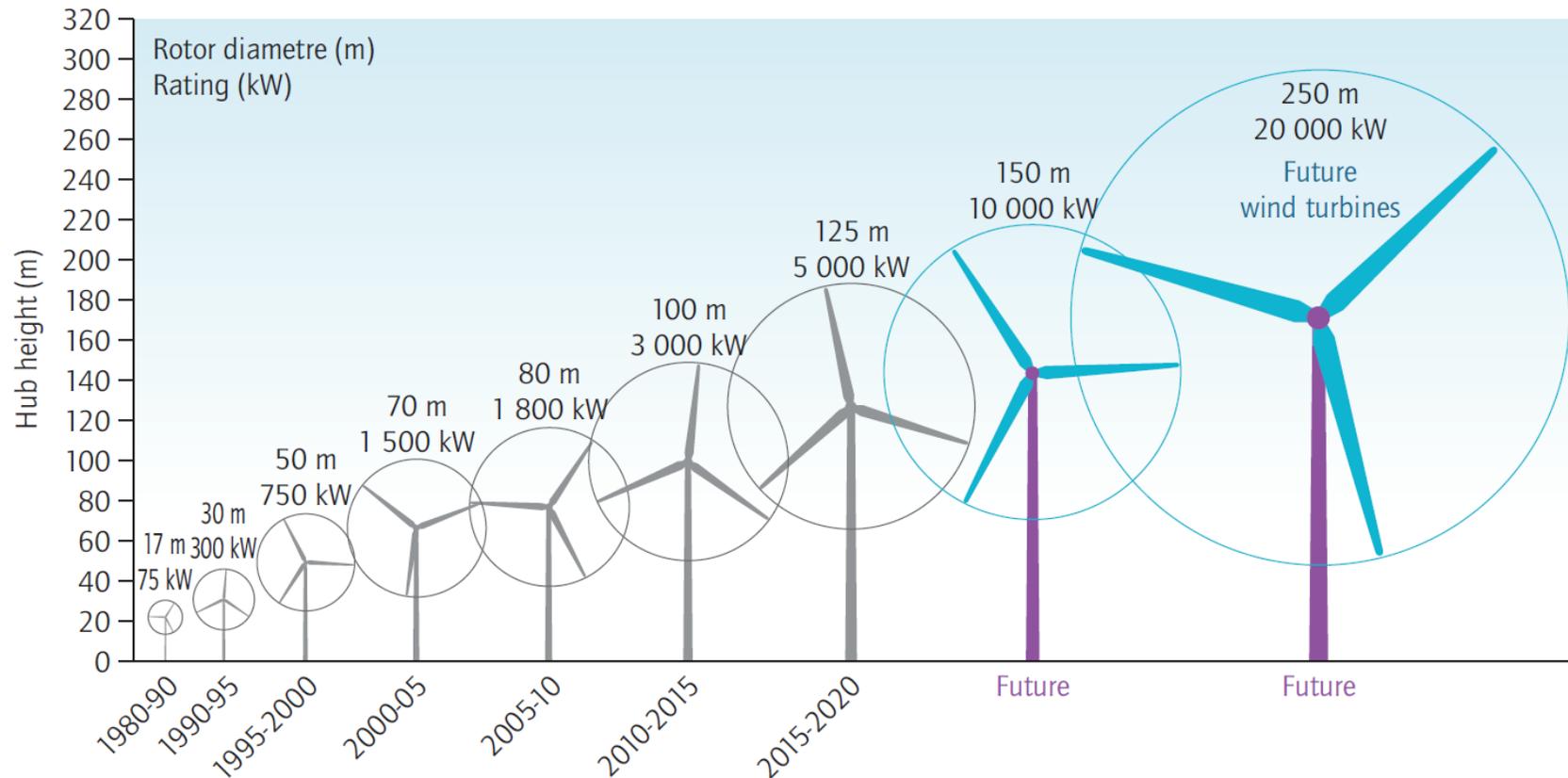


・問題の内容：
騒音、低周波音、鳥類、生態系、景観、住民への説明不足等

※ 1自治体より複数の問題事例について回答の場合あり

2-8. 単基出力の大規模化

- 現在、環境影響評価手続が行われている事業の中では、陸上風力では4MW基、洋上風力では9.5MW基の記載があり、大型化が進んでいる。技術開発の進展により今後も大型化が進み、将来的には20MW級の風力発電機が世界的に実用化される可能性がある。
- 大型化により、基数が同じであれば、騒音・低周波音、風車の影、飛翔性動物への影響は大きくなる可能性がある。また、景観への影響は大きくなる。

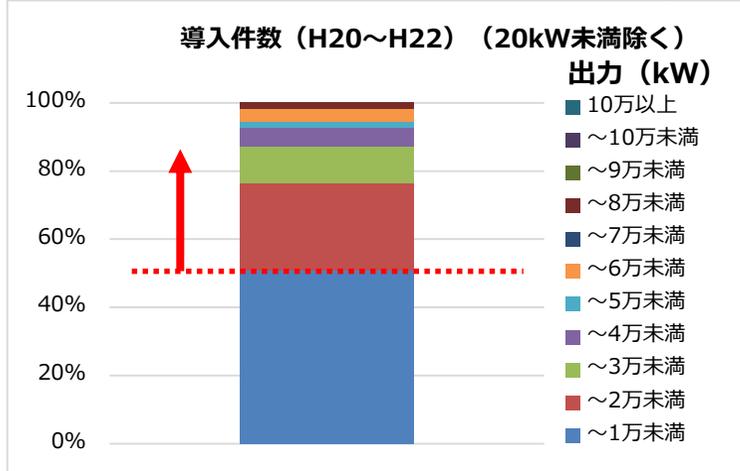


出典：Technology Roadmap wind energy, 2013, IEA

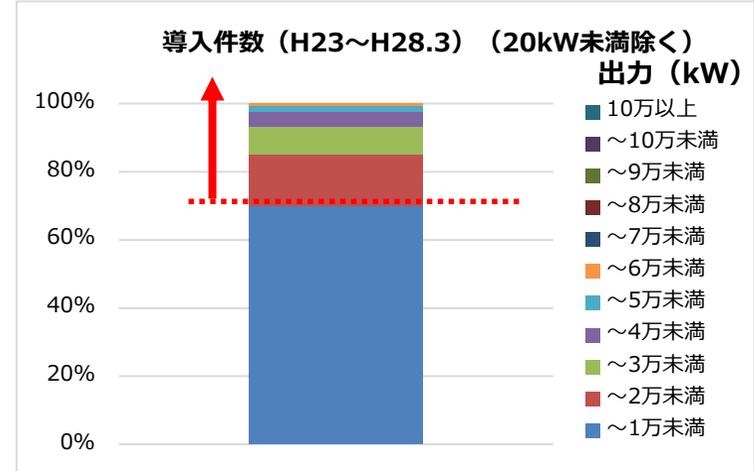
2-9. 風力発電事業のカバー率

○法アセス対象事業はまだ稼働に至っていない事業が多いため、1万kW以上となる導入済み風力発電事業の件数ベース、及び出力ベースのカバー率は、風力発電事業の法アセス対象を検討した当時と比較して大きな変化はない。

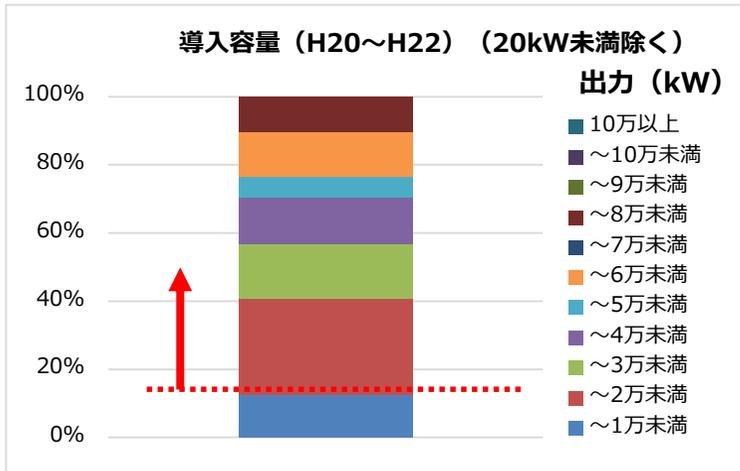
○**件数ベース** 導入件数 (H20~H22) : **約49%**



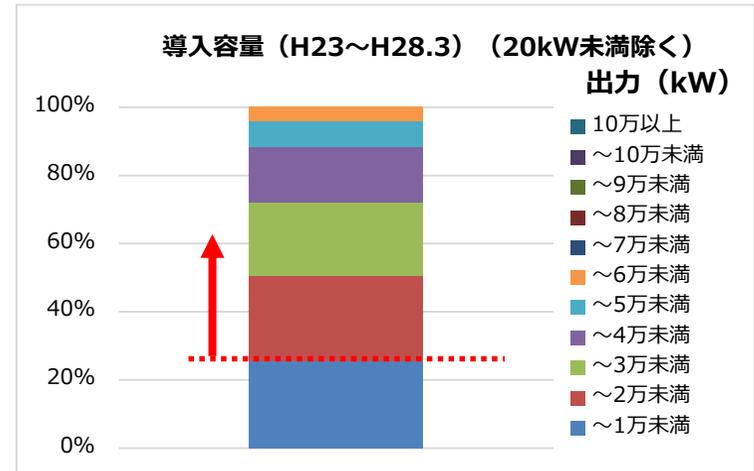
導入件数 (H23~H28.3) : **約30%**



○**出力ベース** 導入容量 (H20~H22) : **約87%**



導入容量 (H23~H28.3) : **約74%**



3. 諸外国及び地方自治体の状況

3-1. 諸外国における風力発電事業の規模要件

- 諸外国の規模要件については、比較的大きい事例もあるが、国土面積が比較的小さな国においては規模要件も小さい。
- 規模要件が比較的大きい国においても、スクリーニングにより簡易的なアセスを実施している事例も多い。

①**米国**：5万kW以上（ただし、それ以外の全ての風力発電所について簡易アセスの対象）

②**ドイツ**：高さ50m以上かつ20基以上（0.1万kW／基と推定すると2万kW以上相当）
（ただし、6基～19基はスクリーニング、3基～5基は簡易スクリーニングの対象）

③**フランス**：「高さ50m以上」又は「高さが12m以上50m未満でかつ総出力が2万kW以上」

④**オランダ**：「1.5万kW以上」又は「10基以上」

⑤**スウェーデン**：3基以上かつ総出力1万kW以上

⑥**イギリス**：「タービン2基以上」又は「高さ15m以上」
（0.1万kW／基と推定すると2,000kW以上相当）

都市・農村計画法規則により、地方自治体がスクリーニングにより判断。

（なお、電気法規則により、5万kW以上は貿易産業大臣がスクリーニングにより判断。）

⑦**デンマーク**：「高さ80m以上」又は「3基以上」（0.1万kW／基と推定すると3,000kW以上相当）

3-2. 条例アセスメントの状況

- ◆ 47都道府県のうち36道府県において、風力発電が条例アセスの対象となりうる。
- ◆ 環境アセスメントにおける風力発電事業の取扱い方には、次の3タイプがある。
 - ① 「風力発電事業」として対象事業としている自治体（26県）
 - ② 「電気工作物の設置等の事業」として対象事業としている自治体（5道府県）
 - ③ 「その他」（工場又は事業場の設置、その他土地改変 等）として対象事業となりうる自治体（5県）

<条例でカバーする風力発電の規模要件の範囲>

規模要件	該当自治体	合計（道府県数）
1万kW以上	北海道、福井県、山口県、高知県	4
7500kW以上	宮城県、山形県、茨城県、千葉県、静岡県、愛知県、和歌山県、徳島県、長崎県、大分県	10
7000kW以上	福島県	1
5000kW以上	神奈川県、長野県、島根県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、宮崎県	8
3500kW以上	佐賀県	1
1500kW以上	岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、沖縄県	7
面積 ※③に該当	埼玉県（20ha以上）、富山県（75ha以上）、山梨県（30ha以上）、三重県（20ha以上）、鹿児島県（40ha以上）、	5

※平成30年6月時点

※第1種事業相当の規模要件を掲載。より小さな規模、および自然環境保全地域等については別途規模要件を定めている自治体がある。